令和５年５月２６日

保護者の皆様へ

東京都立小金井北高等学校長

山下　康弘

学校感染症に関わる出席停止について

保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、学校保健安全法施行規則第１８、１９条が改正されたことに伴い、学校において予防すべき感染症のうち、新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準が別紙のとおりとなりました。

新型コロナウイルス感染症を含む学校感染症にかかった場合は、「学校感染症による出席停止届」を、登校時に提出してください。

届け出用紙は、学校のホームページからもダウンロードが可能です。

感染拡大を防ぐためにも、うがい、手洗い、咳エチケットなど引き続き予防対策にご協力いただきますようお願いいたします。

また、発熱、倦怠感等インフルエンザ様症状がある場合には、無理な登校は控え速やかに医療機関を受診することをお勧めいたします。

このことについて、不明な点がある場合は、下記連絡先へお問い合わせください。

【参考】出席停止期間の算定の考え方

（例）「解熱した後２日を経過するまで」とした場合

月曜日に解熱　→　火曜日（解熱後１日目）　→　水曜日（解熱後２日目）→

（この間発熱がない場合）　→　木曜日から出席可能

ただし、第二種の感染症の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

【問い合わせ先】

東京都立小金井北高等学校

主任養護教諭　　稲岡（いなおか）　佳子（よしこ）

（０４２）３８５－２６１１